

鎌倉市本庁舎広告パネル事業に係る入札参加要領

令和7年（2025年）1月

鎌倉市総務部公的不動産活用課

目次

ページ

1	趣旨	1
2	入札件名	1
3	広告パネルの設置場所等	1
4	設置条件等	1
5	入札参加に当たっての注意事項	1
6	入札日程	1
7	入札参加資格	2
8	入札参加資格の喪失	2
9	質問書及び回答について	3
10	入札参加の申込	3
11	入札通知書等の発送	3
12	入札の方法	4
13	開札	4、5
14	入札の無効	5
15	入札保証金	5
16	その他	5、6
17	問い合わせ先	6

1 趣旨

市有財産の有効活用により収入確保を図るとともに、市民サービスの向上等を図ることを目的とした鎌倉市本庁舎広告パネル事業について、一般競争入札を行うものです。

2 入札件名

鎌倉市本庁舎広告パネル事業に係る入札

3 広告パネルの設置場所等

(1) 名 称 鎌倉市役所本庁舎

(2) 所 在 地 鎌倉市御成町 18 番 10 号

(3) 開庁時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

土曜開庁日（主に各月の第 2・第 4）の午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 閉 庁 日 土曜日（土曜開庁日除く）、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

4 設置条件等

(1) 事業概要

広告パネルを設置し、鎌倉市の行政情報等と共に市内事業者を中心とした企業 P R や店舗 P R といった生活情報広告を掲載するとともに、広告料を市へ納付していただくものです。

(2) 広告パネル設置期間

令和 7 年（2025 年）7 月 1 日から令和 12 年（2030 年）6 月 30 日まで

設置及び撤去作業は上記期間内で行うこととし、閉庁時間に行うこととします。設置期間についてやむを得ない事情があると鎌倉市が認めた場合は、協議のうえ調整することができます

5 入札参加に当たっての注意事項

(1) 入札に参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ入札参加申込みしてください。

また、参加申込み前に必ず物件の調査確認を行ってください。

(2) 落札者は土地貸付契約を締結し、借受人となります。

6 入札日程

公告日	令和 7 年（2025 年）1 月 15 日（水）
公表期間	令和 7 年（2025 年）1 月 15 日（水）から 令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）まで

質問受付期間	令和7年(2025年)1月15日(水)から 令和7年(2025年)1月17日(金)午後5時まで
質問回答日	令和7年(2025年)1月22日(水)
入札参加申込期間	令和7年(2025年)1月23日(木)から 令和7年(2025年)1月29日(水)午後5時まで
入札通知書等発送日	令和7年(2025年)1月31日(金)
入札書提出締切日	令和7年(2025年)2月12日(水)午後2時まで
開札日	令和7年(2025年)2月13日(木)午前10時から

7 入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請日から落札決定日までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要となります。

- (1) 令和5年・6年度(2023・2024年度)の本市の入札参加資格を有し、かつ、「かながわ電子入札共同システム」に登録が認められていること。

【業種：一般委託、営業種目：広告・宣伝委託】

- (2) 地方自治法施行令167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (3) 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (4) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度(2)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 広告パネルにおいて問題等が発生した場合、日時を問わず連絡を受け付けられ、ただちに復旧等の適切な対応ができる体制が整えられること。
- (9) 過去2か年の間に官公庁において、2件以上広告パネルを設置した実績があること。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 前記7の資格及び要件のいずれかを備えなくなったとき。
- (2) 「入札参加表明書」に虚偽の記載をしたとき。

9 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和7年(2025年)1月15日(水)から

令和7年(2025年)1月17日(金)午後5時まで

質問提出方法は、指定質問書にてFAXで送信してください。

【送信先】

鎌倉市総務部公的不動産活用課 財産管理担当

電話番号(代表) 0467-23-3000

電話番号(直通) 0467-61-3848

FAX番号 0467-24-5931

(2) 回答日

令和7年(2025年)1月22日(水)に市ホームページにて回答します。

10 入札参加の申込

(1) 申込期間 令和7年(2025年)1月23日(木)から

令和7年(2025年)1月29日(水)午後5時まで

窓口での受付時間 午前8時45分から午後5時まで

(2) 申込方法 簡易書留又は特定記録郵便にて令和7年(2025年)1月29日(水)午後5時必着で郵送してください。また、持参の場合は窓口受付時間内に提出してください。

【提出先】

〒248-8686

神奈川県鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市総務部公的不動産活用課 財産管理担当

※封筒に「鎌倉市本庁舎広告パネル事業に係る入札」と記載してください。

(3) 必要な書類

ア 入札参加表明書

イ 設置事業実績調書(契約書等の写しを添付すること)

11 入札通知書等の発送

入札参加資格の有無を確認し、本市から次の書類を令和7年(2025年)1月31日(金)に電子データを電子メール、原本を郵送にて発送いたします。

・「入札通知書」、「入札書」、「入札書封入用封筒」、「委任状」及び「誓約書」

12 入札の方法

本市から送付されてきた入札書において、次に掲げる入札書の記入・封入方法等により、入札してください。

- (1) 「入札書」に必要事項を記入し、代表者印（委任する場合は委任状で届け出た受任者届出印）を押印してください。
- (2) 入札金額は、消費税額等を除いた月額（1箇月）広告料を記入してください。
なお、入札金額には最低価格が設定されているため、その最低広告料（税抜き）未満であった場合は、その入札書は無効となりますのでご注意ください。
- (3) 記入した「入札書」は同封した入札書封入用封筒に封入し、封かん部には代表者印（委任する場合は委任状で届け出た受任者届出印）を割印してください。
- (4) 入札書を郵送する場合は、入札者が用意する封筒に入札書封入用封筒を封入の上、簡易書留又は特定記録郵便にて令和7年（2025年）2月12日（水）午後2時必着で郵送してください。また、持参の場合は午前8時45分から午後2時までに受付窓口へ提出してください。

（提出先は「10 入札参加の申込」（2）の【提出先】と同じとします。）

なお、期限までに入札書が到着しない場合は無効となります。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- (5) 必要な書類
 - ア 入札書
 - イ 委任状（※委任する場合のみ）
 - ウ 誓約書

13 開札

(1) 実施日等

日時：令和7年（2025年）2月13日（木）午前10時から

場所：鎌倉市役所第6分庁舎2階 602会議室

(2) 立ち会い

ア 開札への参加は任意とし、開札は入札事務に関係のない市職員を立ち合わせます。

なお、会場には市職員及び入札参加事業者以外は入室できません。

イ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(3) 落札者の決定

ア 落札者は、市が設定した最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって落札するものとします。

イ 同額の入札をしたものが2者以上いる場合は、くじ引きにおいて落札者を決定し

ます。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係ない市職員がくじを引きます。

ウ 「14 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い金額をもって入札した者を落札者とします。

(4) 結果の通知

開札の結果は、後日、入札参加者全員に発送します。

(5) 入札結果の公表

入札者全員の入札額及び落札者名を市ホームページにて公開します。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札は、無効とします。

- (1) 入札参加の資格がない者が入札したとき。
- (2) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (3) 同一事項に対して2通以上の入札をしたとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札書に記名押印のないとき。
- (6) 入札書の記載事項がはっきりしないとき。
- (7) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (8) 入札書に鉛筆その他訂正の容易な筆記用具で記入されていたとき。
- (9) 本市が送付した「入札書」以外の入札書様式を使用して入札したとき。
- (10) 入札書の入札金額を訂正している入札（訂正印が押されているものは除く。）又は入札金額を特定し難い入札。
- (11) 前各号のほか市長が特に指定し、又はこの要領に定める条項に違反したとき。

15 入札保証金

「7 入札参加資格」で入札参加資格を過去2か年の間に官公庁において、2件以上広告パネルを設置した実績があることとし、入札参加申込時に設置事業実績調書を提出することとしているため、入札保証金は免除とします。

16 その他

- (1) 前各項に定めるものの他は、各種法令及び鎌倉市契約規則等の定めるところとする。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (3) 再入札は行いません。

- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (5) 入札が中止又は延期された場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。

17 問い合わせ先

鎌倉市総務部公的不動産活用課

財産管理担当

〒248-8686

神奈川県鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎2階

電話番号（代表） 0467-23-3000

電話番号（直通） 0467-61-3848

FAX番号 0467-24-5931